

附役の者も居たりといひ傳へたり。按ずるに、越中國礪波郡川上刀利村百姓宗右衛門方に左の書札を所持す。其の文に、

今度我等家來之者川井九郎右衛門・黒川五郎右衛門・古川十右衛門致缺落候處、彼三人之者見知候付而、吉田六左衛門・池上九郎右衛門兩人遣候。自然其口通に見得候はゞ、此者共申次第、其在所並近所之百姓中おさへ置、此方に案内可申。但おさへ置候儀不成候はゞ、急度うちはたし候て可給候。爲其如斯候。以上。

五月十六日

本 安房守政重 判印

飛驒口 在所百姓中

右は何れの年の事ならんか。按ずるに、三壺記に、寛永十七年七月下旬の頃とかや、龜田權兵衛を夜討にし、金銀悉く取りて行きけり。老中吟味せられけり。吟味漸く日數を経て、知れざりけるに、女一人目安を以て注進す。權兵衛を夜討に仕候者は、津田源右衛門家來蜂屋清兵衛と申す者也。同類に與する者は、才鶴理助と申す人也。此の外にも候はん由申上ぐる云々。同類共則ち本多房州の家來に多く

ありけるが、佐藤名右衛門と云ふ者は、親子五人を指殺し、其の身自害を遂げにけり。佐藤權平といふものは、老父の腰ぬけたるを指殺し、家に火をかけ自害す。中村善佑と云ふ者は、盲目の親を指殺し立退く。坂上平右衛門と云ふ者は、親子兄弟六人一集に立退きけり。房州より何れも追手を懸けられども行方知れず。小松より御目付神谷藏人被仰渡、前後の吟味承届事濟み、小松へ罷歸り言上す。何れも罪人共御成敗被仰付。とあり。按ずるに、前顯の書札に載せられし川井九郎右衛門以下三人も、是らの時の同類の者ならんか。國初亂世の習俗未だ残りし頃なれば、かゝる惡黨共も多かりし事、さもあるべしとぞ知られける。

○江西山瑞光寺

臨濟宗也。三箇屋版の六用集に、瑞光寺隱匠町下とありて、舊藩中は所付を隱匠町下と書出す舊例なりとぞ。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開山は愚溪和尚、開基檀越は才道二・伊藤元祖外記にて、寛永九壬申歲本多安房守を以て微妙公へ致言上、寺地拜領仕る。とあり。按ずるに、是よりさき明曆二年の來歴書には如左記載せり。

一、當寺屋敷、新立町才監物上地之内廿間四方、門前之道相添、四百三拾三步拜領仕度趣、寛永九年壬申春本多安房守殿頼申候處、其時分諸事津田勘兵衛殿に被仰付候由に付、安房守殿家老淺田六右衛門与申者を、津田勘兵衛殿に安房守殿より被遣候處、拜領之儀相濟申之旨、則安房守殿より被仰聞候節、右淺田六右衛門同道仕、津田勘兵衛殿に禮に參申候。其以後慶安三年大水之時、右屋敷に水入申に付、本多安房守殿下屋鋪之末に而替地被下候様、御年寄中に斷申上候處、御同心故、替地右步數拜領仕申候。寺内に横山山城守殿上地四拾五步四尺五寸、地子に而請申候。其外安房守殿下屋鋪之内茂御座候。以上。

明曆二年閏四月十三日

瑞光寺 愚溪印

葛巻藏人殿

茨木右衛門殿

右新立町の舊寺地は、傳説に云ふ。新立町廣み舊藩士九里氏の元邸地是也とぞ。才監物は才伊豆が子也。三州志健藤餘考に、才伊豆は初め上杉家の士にて、小田切庄左衛門と云ひ、松川合戦に青木新兵衛杯と武功の士なり。後法躰し

て才道仁と號す。我が微妙公に仕へ、二千石賜はり、後加恩ありて四千石に至る。居第は小立野藤田五郎・横濱主税等第地是也と云ふ。其の子監物の時寛永十六年大聖寺の從士と成り、大聖寺の地へ移住す。其の子次太夫千五百石と、大聖寺承應二年の士籍に見ゆ。とあり。平次按ずるに、才道仁が居屋敷は、有澤永貞の古兵談殘蘗集に、才道仁の屋敷は、永原左京上屋敷の地にて、今明地と成りたる所也と云ふ。とあり。延寶の金澤圖に、小立野出羽二番丁の角屋敷地をば永原左京と記載し、永原氏移轉の後明地と成り居たるを、寶曆九年八月藤田彈正第地に賜はりて、廢藩の際まで藤田氏居住す。又彼の新立町廣み九里氏の第地は、才監物の舊邸也。才道仁は小立野に居住し、道仁死後二代監物相續の際などに、居邸をば新立町へ移轉を命ぜられしにや、瑞光寺過去帳に如左記載す。

寛永二年九月十九日

一甫道二居士 才道二

寛永七年十二月廿八日

法名 才道二室